

(法第28条第1項関係様式例)

令和6年度事業報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(法人の名称：特定非営利活動法人どんぐり福祉会)

1 事業の成果

共同生活援助事業（グループホームどんぐりの家運営）を通じて、障がいのある利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことが出来るよう援助を行った。

就労継続支援A型ソラノシタ・ソラノシタ共和及びどんぐりファーム・どんぐりファーム西寺尾、指定一般相談支援事業・指定計画相談支援・指定障害児相談支援センターGlandの運営事業を行い、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害者の就労支援事業や共同生活援助事業	グループホームどんぐりの家運営	(A)毎日 (B)長野市篠ノ井御幣川 1237-3 (C)19名	(D)身体障害者、知的障害者、精神障害者など (E)定員19名	41,848
障害者の就労支援事業や共同生活援助・介護事業	就労継続支援B型どんぐりファーム・どんぐりファーム西寺尾	(A)月～金曜日ただし、行事や必要な場合には土日も開所 (B)長野市篠ノ井布施高田 775-1/長野市篠ノ井西寺尾 2385-1 (C)13名	(D)身体障害者、知的障害者、精神障害者など (E)定員30名	53,918
障害者の就労支援事業や共同生活援助・介護事業	就労継続支援A型ソラノシタ・ソラノシタ共和	(A)月～金曜日ただし、冬期間には土祝も開所 (B)長野市皆神台 2662-6/長野市篠ノ井岡田 727-1 (C)15名	(D)身体障害者、知的障害者、精神障害者など (E)定員20名	116,499
障害者総合支援法に基づく指定一般相談事業・特定相談支援事業・児童福祉法に基づく指定障害児相談事業	地域相談支援センターGland	(A)月～金曜日 (B)長野市篠ノ井西寺尾 2385-1 (C)2名	(D)身体障害者、知的障害者、精神障害者など (E)定めなし	4,800